

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2556 号

件名：南部国境県における産業発展のための投資促進方針

南部国境県への投資を促進するため、仏暦 2544 年(2001 年)投資奨励法(第 3 号)により改正された仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 28 条、第 31 条および第 25 条の権限に基づき、投資委員会は、以下の通り投資奨励規定を定める。

第 1 項 2013 年 2 月 28 日付け投資委員会布告第 3/2556 号件名：南部国境における産業発展の投資促進政策を廃止する。

第 2 項 南部国境県とはナラティワート県、パタニ県、ヤラ県、サトゥーン県およびソクラ県のチャナ郡、ナータウィー郡、サバヨイ郡そしてテーパー郡の 4 郡を意味する。

第 3 項 南部国境県における一般投資奨励政策

3.1 仏暦 2552 年(2009 年)10 月 15 日付け投資委員会布告第 10/2552 号に添付された投資奨励対象業種を国益のある特別優先業種とし、その条件および恩典は以下の通りとする。

3.2 恩典

3.2.1 機械の輸入関税を免除する。

3.2.2 上限無し法人所得税を 8 年間免除する。

3.2.3 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50%減免する。

3.2.4 奨励事業より収入の発生日より 15 年間第 35(2)条に基づく恩典を付与する。

3.2.5 その他の恩典について 2000 年 8 月 1 日付け投資委員会布告第 1/2543 号に基づく規定によるものとする。

3.3 条件

3.3.1 投資金額は(土地代および運転資金を除き)50 万バーツ以上でなければならない。

3.3.2 投資奨励を申請するプロジェクトに国内での中古機械を 1,000 万バーツ以下使用してもよい。また、中古機械の金額の 4 分の 1 以上新品機械に投資しなければならない。

第 4 項 既存プロジェクトの事業者が新規プロジェクトで奨励を申請する場合の南部国境県における投資奨励規定を以下の通り定める。

4.1 既存プロジェクトとは奨励プロジェクトか否か問わず、また南部国境県に立地したプロジェクトか否かも問わず、すでに実行されており、奨励対象事業であるプロジェクトを意味する。

4.2 新プロジェクトとは南部国境県における投資奨励を申請する新規プロジェクトで4.1項に基づく既存法人あるいは既存プロジェクトの企業グループが全株を持つ主となる新法人を意味する。

4.3 既存プロジェクトで新規プロジェクトに投資する場合、既存のプロジェクトおよび新プロジェクトとともに恩典を受けるには以下の条件とする。

#### 4.3.1 恩典

##### 既存プロジェクト

- (1) 南部国境県における土地代および運転資金を除き投資金額の100%で法人所得税を3年間免除する。
- (2) 他の恩典は2000年8月1日付第1/2543号投資委員会布告における規定によるものとする。

##### 既存プロジェクト

- (1) 機械の輸入関税を免除する。
- (2) 上限無し法人所得税を8年間免除する。
- (3) 法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税を50%減免する。
- (4) 奨励事業より収入の発生日より15年間第35(2)条に基づく恩典を付与する。
- (5) その他の恩典について2000年8月1日付投資委員会布告第1/2543号に基づく規定によるものとする。

#### 4.3.2 追加条件

- (1) 投資金額は(土地代および運転資金を除き)50万バーツ以上でなければならない。
- (2) 投資奨励を申請するプロジェクトに国内での中古機械を1,000万バーツ以下使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。
- (3) 新規プロジェクトが機械設置が終了し、操業ができるようになった後、既存プロジェクトを申請しなければならない。
- (4) 新規プロジェクトの申請書は2014年12月31日までに提出しなければならない。

第5項 投資委員会が定める国境県の投資を受け入れるための、南部国境県における工業団地あるいは工業区事業、そして工業団地あるいは工業区内あるいはクラスター区に立地した事業の投資奨励政策

5.1 投資委員会が定める国境県の投資を受け入れるための、南部国境県における工業団地あるいは工業区の事業者および工業団地あるいは工業区あるいはクラスター区に立地したプロジェクトに以下の恩典を付与し、以下の条件に従うこと。

5.1.1 最初のプロジェクトには以下の恩典を付与する。

- (1) 機械の輸入関税を免除する。
- (2) 上限無し法人所得税を8年間免除する。
- (3) 法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税を50%減免する。
- (4) 奨励事業より収入の発生日より15年間第35(2)条に基づく恩典を付与する。
- (5) その他の恩典について2000年8月1日付投資委員会布告第1/2543号に基づく規定によるものとする。

5.1.2 追加条件

- (1) 投資金額は(土地代および運転資金を除き)50万パーツ以上でなければならない。
- (2) 投資奨励を申請するプロジェクトに国内での中古機械を1,000万パーツ以下使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。
- (3) 奨励プロジェクトでの未熟練外国人労働の使用についてプロジェクト毎に許可する。

5.2 奨励者が最初のプロジェクトを実行し、既存の法人名義で拡大プロジェクトを申請し、委員会の定める条件で拡大投資を行なう場合、最初のプロジェクトを拡大プロジェクトに合併することを許可し、以下の恩典を付与し、条件を定める。

5.2.2 恩典

- (1) 機械の輸入関税を免除する。
- (2) 上限無し法人所得税を8年間免除する。
- (3) 法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税を50%減免する。
- (4) 奨励事業より収入の発生日より15年間第35(2)条に基づく恩典を付与する。
- (5) その他の恩典について2000年8月1日付投資委員会布告第1/2543号に基づく規定によるものとする。

### 5.2.1 追加条件

- (1) 拡大プロジェクトは土地代および運転資金を除き、投資金額が最初のプロジェクトの土地代および運転資金を除く投資金額の25%以上でなければならない。また、投資金額が50万バーツ以上でなければならない。
- (2) 投資奨励を申請するプロジェクトに国内での中古機械を1,000万バーツ以下使用してもよい。また、中古機械の金額の4分の1以上新品機械に投資しなければならない。
- (3) 奨励プロジェクトでの未熟練外国人労働の使用についてプロジェクト毎に許可する。
- (4) 最初のプロジェクトが法人所得税免除期間終了前に奨励申請し、収入が発生しなければならない。
- (5) 最初のプロジェクトの奨励を2014年12月31日までに申請した奨励者でなければならない。

5.3 投資委員会事務局は最初の奨励証書を取り消し、最初のプロジェクトと拡大プロジェクトとあわせて新たな奨励証書を発行する。

第6項 本布告は投資委員会の他の布告に基づく奨励者の恩典に影響が無い。

即時有効とする。

布告日 2013年5月16日

キティラット・ナラノン  
副首相  
投資委員会委員長

ประกาศ กทท.ที่ 6/2556 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาอุตสาหกรรมในพื้นที่จังหวัดชายแดนภาคใต้

16 พฤษภาคม 2556